

令和7年度  
北九州市  
遠賀川環境保全活動団体支援助成事業

遠賀川をもっと美しく  
これは私たちみんなの願い  
遠賀川の未来のために活動する皆さんを  
北九州市は応援します！



遠賀川(支流を含む)の水質の改善等を目的とした  
環境保全活動を助成します

助成金額 一団体上限 10万円

申請受付期間 令和7年4月1日(火)～  
4月18日(金) 必着

北九州市上下水道局  
水質試験所

## 助成対象活動

遠賀川の水質の改善等を目的とした環境保全活動全般

例) 除草・清掃活動、源流部の森林保全活動（私有地を除く）  
水質調査や生物調査、学習会や講演会開催等の普及啓発活動

- ※ 川の水質や生態系に悪い影響を与える恐れのある活動は対象となりません
- ※ 他団体からの助成(福岡県クリーンリバー事業等)を受けている活動は対象となりません

## 助成対象活動期間

令和7年6月～令和8年1月

## 助成金額

1団体上限 10万円

※ 交付は、活動終了後に実績報告書を提出していただき、助成金額を確定した後になります

## 応募できる団体

支流を含む遠賀川流域で活動を行っている、または今後行おうとする会員数5名以上の団体

※ 主体が行政の団体や暴力団と関係を有する団体は対象となりません

## 申請の方法

交付申請書等に記入の上、下記まで郵送してください

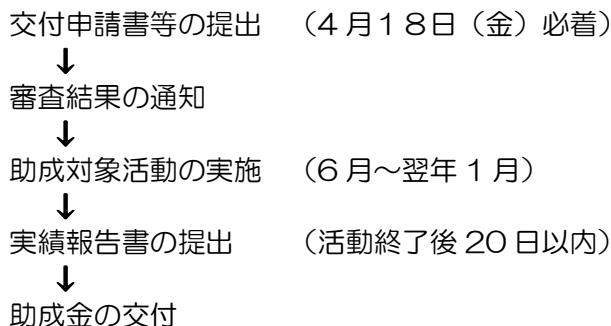
## 助成対象経費

経費項目	経費の例
報償費	講師・専門家・託児者への謝礼等（会員及び会員の家族を除く）
旅費	講師等の交通費(公共交通機関)・宿泊費、会員の実費交通費(上限500円/回)
物品資材費	図書・文房具・材料等の購入費、燃料費等
印刷製本費	チラシ等の印刷費
通信運搬費	切手代、配送料
保険料	保険加入料（保険契約期間が助成対象活動期間（6月～翌年1月末）内の保険に限る）
使用料	イベント開催に伴う会場使用料、機材の借り上げ料等

※ 次の経費は助成の対象となりません

弁当・お茶・おやつ等の飲食費、賞品・参加賞代、単価1万円以上の備品の購入費、団体の運営費（事務室の賃借料、コピー機のリース料等）

## 手続きの流れ



## お問い合わせ・申請書類の提出先

### 北九州市上下水道局水質試験所

〒806-0047 北九州市八幡西区鷹の巣三丁目10番16号

電話 (093)641-5948 FAX (093)641-5998

まずはお電話でお問い合わせください（平日8時30分～17時00分）

★様式のダウンロードは・・・北九州市上下水道局ホームページ

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/> **北九州市上下水道局 助成** **検索**